

TOPICS

1. ご挨拶
2. 海外知財制度改正情報
2. J-Plat Patリニューアル〔特許〕
3. J-Plat Patリニューアル〔商標〕
4. いきなりステーキが29条1項柱書によって拒絶されないための一考察

◇ ご挨拶

2019年も半分が過ぎようとしています。今年前半は国内では『お祝いムード』でしたが経済環境をみるとさほどおめでたい感じではなく、特に米中の貿易問題が収まる気配がありません。このニュースを見て1960年代以降の日米貿易摩擦を思い出される方も多いのではないのでしょうか。繊維から始まり、電気製品、鉄鋼、オレンジ、自動車、コンピューター等、毎日のように新聞やTVで取り上げ

られていたのを思い出します。今回の米中貿易問題では、米国が中国の知的財産権侵害を問題の一つに挙げています。米側の主張なので実際に侵害があるのかそしてその被害があるのかはわかりませんが、知的財産が国家間の摩擦の大きな原因になることを示しています。今後中国がどのような知的財産権保護の

政策を打ち出すのか（又は打ち出さないのか）も含めてこの問題の行方は大変気になるところです。これを契機に日本経済のみならず知財業界にも大きな変化が起きるのではないかと感じています。



(撮影:米山敬文 氏)

◇ 海外知財制度改正情報

《中国》

◆ 2019年4月23日に「中華人民共和国商標法」(以下中国商標法)に対する改正が決定。2019年11月1日施行予定。*1)

1. 登録商標の「使用」厳格化

中国商標法第四条第一項に「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。」との規定追加。第十九条第三項において、商標代理機構(中国での代理人(特許事務所)のこと)は、委託人の登録出願する商標が上記第四条に規定する事由に該当することを知っており、又はこれを知るべきである場合には、委託

を受けてはならない。規定に違反する行為は、異議申立と無効審判の対象。

2. 損害賠償額の引き上げ

懲罰的損害賠償の倍率が「1～3倍」から「1～5倍」に引き上げ。裁量に基づく賠償額も「300万元以下」から「500万元以下」に引き上げ。

3. 侵害品などの廃棄命令

侵害品について裁判所は権利者の請求により原則廃棄を命じなければならないなど。

《米国・欧州・香港・台湾・韓国》
特になし

* 1) (上記1、2参考) 北京思格頌知的財産代理有限公司 (SGS-IP) 2019/05/04付
ニュースレター

◇ J-Plat Patリニューアル〔特許〕

特許庁から提供されている知財データベース**J-Plat Pat**が5月に全面リニューアルされました。

特許・実用新案検索での主な改善点は、次の通りです。

〔FタームANDキーワードが可能に〕

Fタームなどの特許分類を使って絞り込むとノイズを大幅に減らすことができます。さらにユーザーが調べたいキーワードをANDすることで、効率の良い特許検索が可能です。IPC、FIとのAND検索は以前からも可能でしたが、FタームとのAND検索も可能になりました。

〔近傍検索の入力が容易に〕

2つのキーワードが数文字以内の近くに書かれている場合にヒットする検索で、形容詞+キーワードで表される特徴点を指定するようなときに便利です。昨年からサポートされましたが、今回のリニューアルでGUIの入力支援機能が充実しました。

〔csvダウンロードが可能に〕

ヒットした特許文献のリストをEXCEL等の形式で保存することができます。ダウンロード項目には、出願人名や特許分類が含まれていて、分析にも使えそうです。ただし、1回のダウンロードは100件までです。また、ユーザー登録が必要です。

◇ J-Plat Patリニューアル〔商標〕

商標検索の追加・変更点は、次の通りです。

〔検索項目が対象別に〕

検索画面で、入力する検索する項目が対象別に分けて配置されて入力しやすくなりました。例えば商標（マーク）に関する項目、指定商品役務に関する項目、その他の項目別に分かれて入力欄が配置されています。この機能は特許・実用新案、意匠検索でも同様に追加されています。

〔検索結果一覧を様々な形式で表示可能に〕

検索結果の一覧を、例えば出願年代ごと、区分ごとなどのように色々な形式で表示できるようになりました。よって、例えば多数の商標のリストを作成する際に、区分ごとにリスト化したり、年代ごとにリスト化することができます。また、商標をメインにしたカード形式での一覧や、書誌情報だけの一覧など、目的に応じて一覧表示が選択できるようになりました。一覧表示形式のオプションは内容は異なりますが、特許・実用新案、意匠検索でも追加されています。

〔一覧から出願経過がダイレクトに〕

検索結果一覧に経過情報のタブが表示されるようになりました。このタブから経過情報にダイレクトに飛ぶことができ、経過情報をスピーディに見ることができます。この機能は特許・実用新案、意匠検索でも同様に追加されています。

〔商品役務名検索から類似群コード等を検索項目へセット可能に〕

商品役務名検索で検索した商品や役務の類似群コードや区分をワンクリックで検索項目へセットすることができるようになりました。検索時に目的の商品や役務がどこの区分や類似群コードに属するのかを調べた結果を検索にすぐに使えるため検索がスピーディにできるようになりました。

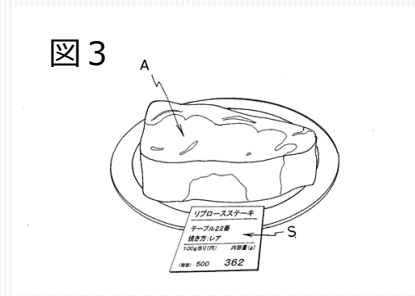
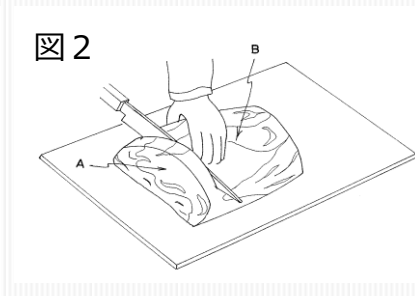
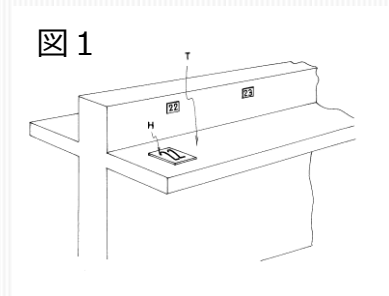
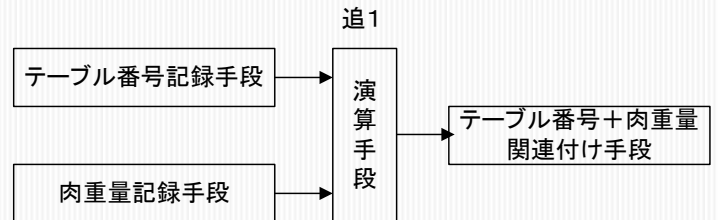
今回ご紹介したリニューアル点は一例です。せっかくの無料データベースですのでまだ活用されていない方はぜひリニューアルされたJ-Plat Patを利用してみてください。

◇ いきなりステーキが29条1項柱書によって拒絶されないための一考察

IPLux Vol.13において紹介しました本件に関し、自然法則を利用した発明として理解される手立てを考えてみました。今回の考察が完璧であるとは限りませんが、所謂ビジネス特許と言われる発明を出願する際のご参考になれば幸いです。

本発明の請求項1に関しては、下に示す図1～図3が関連し、これらを用いた発明の説明しか記載がない場合、人為的取り決めであると判断されることは避け難いと考えます。そこで、本発明が人為的取り決めでないことを明確にするため、コンピューターを使ったシステムとしての実施例を記載すべきであったと考えます。例えば、追1に示すブロック図、及び追2に示すフロチャートを追加して

コンピューターを使ったシステムの実施例を記載することが考えられます。ビジネス特許の場合、人為的取り決めと理解される場合が多いと思われませんが、弁理士としては、自然法則を利用した発明として理解されるようにしなければならないことを改めて認識した次第です。



お問い合わせ先

英究特許事務所
弁理士 小島 浩嗣

MAIL: kojima@aq-patent.com
TEL: 03 (6869) 2686
TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)
URL: <http://www.aq-patent.com>

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』（本谷、井澤、藁科、小島）が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux (ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産 (IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。